

学生の皆さんへ

令和 3 年 1 月 6 日
島根県立大学
島根県立大学短期大学部
学長 清原正義

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための留意事項について

新型コロナウイルス感染症については、年末以降の対策にもかかわらず、全国では感染拡大傾向が収まっておらず、島根県内にも、その影響が及んでいます。

また、政府が東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を対象とする緊急事態宣言の発令を7日に決定するとの報道もされています。

このような状況を踏まえ、島根県知事から県民に対し、別添のとおり要請文が発出されたところです。

学生の皆さんへは、年末にもご協力いただきたい事項をお知らせしていますが、全国の感染状況や島根県知事からの要請をうけ、改めて留意事項をお知らせします。

特に、飲食を介した感染の拡大傾向が収まっていない状況にありますので、「年末年始に県外から帰省された方がおられる家庭の方」、「年末年始に県外へ帰省された方」は、飲食について留意してください。

また、大学ホームページに、本学の「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る教育・研究・諸活動に関する方針」を掲載していますので、ご確認ください。

これまでの繰り返しになりますが、『感染しない・させない』という強い心構えが重要であり、そのためには個々の良識ある行動が必要となります。改めて、各自が適切な行動に努めていただくようお願いします。

記

1 飲食店の利用について

感染症拡大防止対策を徹底している店舗を利用することを前提として、

- (1) 「県外の人との飲食」は、アルコールを伴わない飲食を含め、県内でも県外でも、控えること。
- (2) 「年末年始に県外から帰省された方がおられる家庭の方」は、帰省者が戻られた後の2週間は、家族以外との飲食（アルコールを伴わない飲食を含む）を控えること。
- (3) 「年末年始に県外に帰省された方」も、県内に戻った後の2週間は、家族以外との飲食（アルコールを伴わない飲食を含む）を控えること。
- (4) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き利用を控えること。

2 感染拡大地域への移動について

感染拡大が報じられている地域への不要不急の移動は自粛すること。特に、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県との往来については、控えること。

なお、やむを得ずこれらの地域へ異動する際には、感染予防を徹底し、十分に注意すること。

以上

県民の皆様へ

年末以降の対策にもかかわらず、全国においては、飲食を介した感染の拡大傾向が収まっておらず、島根県にも、その傾向が及んでいること、また、1月2日に、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、1都3県の知事が、政府に対し緊急事態宣言の発出を要請されたことを踏まえ、県民の皆様に対し、次のとおり要請します。

1. 飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用していただくことを前提として、
 - (1) 「県外の人との飲食」は、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること
 - (2) 年末年始に県外から帰省された方がおられるご家庭の方は、帰省者が戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること。
 - (3) 年末年始に県外に帰省された方も、県内に戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること。
 - (4) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
 - ① 県外での利用を控えること、
 - ② 県内でも、県外の人との利用を控えること

ただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活（通勤、買物等）圏域に属する広島県・山口県の地域については、県内と同様に取り扱うこととします。

2. 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県との往来については、控えてください。

ただし、仕事や就職活動、受験、葬儀、看病・介護などでの往来は控えていただく必要はありません。

また、既に予約しているチケットなどのキャンセル料を負担してまで、取りやめていただく必要はありません。

令和3年1月4日

島根県知事 丸山達也